

船員雇用促進対策事業費補助金交付要綱

員 労 第 5 5 6 号

昭和 53 年 8 月 31 日

第一章 総 則

(総 則)

第 1 条 船員雇用促進対策事業費補助金(以下この章において「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この補助金は、船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和 52 年法律第 96 号。以下「船特法」という。)第 7 条第 2 項の船員雇用促進センター(以下「センター」という。)が同法第 8 条の規定に基づいて行う船員雇用促進等事業について、同法第 20 条の規定に基づき補助金を交付することにより、船員の職業及び生活の安定に資すること並びに海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 35 条に基づく日本船舶・船員確保計画(計画期間が 5 年のものに限る。)の認定事業者(以下「認定事業者」という。)が行う船員計画雇用促進事業について同法第 37 条の規定に基づき補助金を交付すること及び船舶運航事業者等が行う内航船員就業ルート拡大支援事業に補助金を交付することにより船員の確保・育成への支援をすることを目的とする。

第二章 船特法第 8 条第 2 号に規定する事業及び同条第 3 号に規定する事業

(交付の対象)

第 3 条 交付の対象となる事業者はセンターとし、センターへの補助金(以下この章において「補助金」という。)の交付の対象となる事業は、船特法第 8 条第 2 号に規定する事業及び同条第 3 号に規定する事業(以下この章において「補助事業」という。)とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助事業に対する補助の対象となる経費(以下この章において「補助対象経費」という。)は、技能訓練事業費及び外航基幹職員養成費とする。

2 技能訓練事業費とは、センターが離職船員に対して行う技能訓練事業に要する経費のうち謝金、消耗品費、通信費、被服費、印刷製本費、光熱水料、旅費、借料及び損料をいう。

3 外航基幹職員養成費とは、センターが若年者(三級海技士(航海又は機関)の資格を有する者又は当該海技士の資格に係る海技試験の学科試験(口述試験に限る。)の受験資格を有する者)を対象に実施する外航船舶における実務訓練に要する経費のうち別表に掲げる経費をいう。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次に掲げる経費に応じて次の各号に掲げる額とし、予算の範囲内において定めるものとする。

- 一 技能訓練事業費 技能訓練事業費の額の 2 分の 1 以内の額
- 二 外航基幹職員養成費 外航基幹職員養成費の額

(補助金の交付申請)

第6条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に添付書類その他必要な書類を添えて当該年度の5月30日までに国土交通大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 大臣は、前条の規定に基づきセンターから申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めたときは、予算の範囲内において、交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けたセンターは、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることのできる期間は、前条の通知があった日から30日以内とし、第3号様式による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第9条 センターは、補助事業の内容又は補助対象経費の配分(配分経費のいずれか低い額の10%以内のものを除く。)について変更しようとするときは、あらかじめ第4号様式による補助事業変更承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 センターは、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、すみやかに第5号様式による補助事業中止(廃止)承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

(事故報告)

第11条 センターは、補助事業の遂行が困難になったときは、その理由を付した書面により、すみやかに大臣に報告しなければならない。

(状況報告)

第12条 センターは、各四半期における補助事業の実施に関し、当該四半期の終了した日から10日以内に第6号様式による補助事業実施状況報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、第4四半期分の報告書については、次条の規定に基づく実績報告書をもってこれに替えることができるものとする。

(実績報告)

第13条 センターは、補助事業が終了したときは、終了した日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに第7号様式による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 大臣は、前条に規定する補助事業実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターに通知するものとする。なお、確定する補助金の額は、次の各号に定める額のうちいずれか少ない額とする。

一 補助対象経費の実績額

二 交付決定額(当該交付決定額が変更されたときは、変更後の額)

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に

概算払をすることができる。

- 2 センターは、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、第 8 号様式による補助金請求書を提出しなければならない。

(補助事業の終了等)

第 16 条 船特法第 23 条の規定により、センターが同法第 7 条第 1 項の指定を取り消されたときは、取り消された日の前日をもって補助事業は終了したものとみなす。

- 2 第 1 項の場合には、第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

(交付の決定の取消等)

第 17 条 大臣は、第 10 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 センターが、法令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 センターが、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 センターが、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行った場合

四 その他補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第 1 項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

- 4 第 2 項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿の保管義務)

第 18 条 センターは、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業終了後 5 年間保存しなければならない。

(提出部数)

第 19 条 補助金に係る申請書その他の書類の提出部数は、2 部(正本 1 部、副本 1 部)とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 19 条の 2 センターは、第 6 条の規定に基づく交付申請、第 8 条に基づく交付申請の取下げの届出、第 9 条に基づく補助事業の内容変更等の申請、第 10 条に基づく補助事業の中止又は廃止の申請、第 11 条に基づく事故の報告、第 12 条に基づく状況報告、第 13 条に基づく実績報告又は第 15 条第 2 項の規定に基づく支払請求については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

第三章 船員計画雇用促進事業

(交付の対象)

第 20 条 交付の対象となる事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 11 条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の前 3 年度において、第 21 条第 2 項に規定する船員計画雇用促進助成金の対象となる船

員（以下「助成対象船員」という。）が3人未満の場合にあつては、第一号から第四号までのいずれにも該当する認定事業者、助成対象船員が3人以上の場合にあつては、次の各号のいずれにも該当する認定事業者とし、認定事業者への補助金の交付の対象となる事業は、船員計画雇用促進事業（以下この章において「補助事業」という。）とする。

- 一 第23条第1項に掲げる期限の日（以下「申請期限日」という。）の前日から起算して3年前の日から申請期限日までの間に船員に適用される労務関係法令違反の指摘を受けたことがないこと又は同期間内に船員に適用される労務関係法令違反の指摘を受けたことがある場合には、当該違反の状態が改善され、申請期限日の前日において当該改善された日から起算して1年を経過していること。
- 二 雇用する船員からの職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、育児休業等に関するハラスメント及び妊娠、出産等のハラスメント等に関する相談への対応のための窓口及び当該窓口における担当者を定め、雇用する船員に周知していること。
- 三 雇用する船員の心理的な負担の状況を把握するための取組み（アンケート、面談又はストレスチェック等）を行っていること。
- 四 補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成20年国土交通省令第67号）第12条の規定により、日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書を、国土交通大臣に提出していること。
- 五 補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、全ての助成対象船員に占める離職者の割合が40%以下であること。
- 六 「認定労務管理責任者講習に関する基準の制定について」（令和4年3月7日付け国海員第364号）に基づく認定を受けた労務管理責任者講習を修了した者を労務管理責任者として選任していること。
- 七 労務管理責任者又は認定事業者が指名する者に、助成対象船員の定着を図るため、定期的（採用後初めての面談にあつては、採用日から1月以内）に面談を行わせていること。

（補助対象経費）

第21条 補助事業に対する補助の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、船員計画雇用促進助成金とする。

- 2 船員計画雇用促進助成金とは、次に掲げる若年者等の船員としての雇用の促進を図るため、当該者（船員としての経験を有する者及び独立行政法人海技教育機構に設置された課程であつて登録船舶職員養成施設の課程を修了した者を除く。）を船員（甲板部、機関部若しくは無線部の職員又は部員に限る。以下同じ。）として雇用して、補助金の交付を受けようとする会計年度の12月31日を末日とする1年間（海上運送法第35条第3項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画の計画期間に限る。）のうちに育成が完了した認定事業者に対して支給する金員（甲板部及び無線部の船員にあつては1人当たり月額4万円とし、支給月数は1か月以内とし、機関部の船員にあつては1人当たり月額4万円とし、支給月数は2か月以内とする。ただし、特定対象者（船員教育機関卒業者以外の者、退職自衛官及び女性をいう。）を船員として雇用した場合には、甲板部及び無線部の船員にあつては1人当たり月額4万円とし、支給月数は3か月以内とし、機関部の船員にあつては1人当たり月額5万円とし、支給月数は6か月以内とする。）をいう。

- 一 35歳未満の者
- 二 35歳以上45歳未満の者

(補助金の額)

第 22 条 補助金の額は、前条第 2 項に規定する金員の額（月額と支給月数により算出された額）を基礎とし、予算の範囲内において定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第 23 条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第 9 号様式による申請書に添付書類その他必要な書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の 1 月 15 日までに大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、交付申請の状況等に応じて交付申請の受付を中止又は再開をすることができる。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第 1 項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 24 条 大臣は、前条の規定に基づき認定事業者から申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めるときは、予算の範囲内において、交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、第 10 号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書により通知するものとする。

第 25 条から第 27 条まで 削除

(補助金の支払)

第 28 条 補助金は、第 24 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 29 条 認定事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第 12 号様式により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の決定の取消等)

第 30 条 大臣は、次に掲げる場合には、第 24 条の交付決定及び交付すべき補助金の額の確定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 認定事業者が、法令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 認定事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 認定事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合

四 認定事業者が、海上運送法第 39 条の 2 第 2 項の規定により、日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合

五 交付の対象又は補助対象経費が、第 20 条又は第 21 条の規定に該当しないことが判明した場合

六 その他補助事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合

(帳簿の保管義務)

第 31 条 認定事業者は、補助金の交付及び訓練等に要した経費に関する帳簿を備え、補助事業終了後 5 年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 32 条 認定事業者は、第 23 条第 1 項の規定に基づく交付申請、第 29 条第 1 項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第 34 条の規定により準用する第 15 条第 2 項の規定に基づく支払請求については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合においては、第 34 条の規定により準用する第 19 条の規定は、適用しない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 33 条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第 24 条の規定に基づく交付決定及び額の確定、第 29 条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に基づく納付命令、第 30 条の規定に基づく取消し若しくは変更、第 34 条の規定により準用する第 17 条第 2 項の規定に基づく返還命令又は第 34 条の規定により準用する第 17 条第 3 項及び同条第 4 項の規定に基づく納付命令については、認定事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(準用規定)

第 34 条 第 15 条第 2 項、第 17 条第 2 項から第 4 項まで及び第 19 条の規定は、認定事業者への補助金の交付について準用する。この場合において、第 15 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 28 条」と、第 17 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 30 条」と、第 17 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 30 条」と読み替えるものとする。

第四章 内航船員就業ルート拡大支援事業

(交付の対象)

第 35 条 交付の対象となる事業者は船舶運航事業者等とし、船舶運航事業者等への補助金(以下この章において「補助金」という。)の交付の対象となる事業は、内航船員就業ルート拡大支援事業(以下この章において「補助事業」という。)とする。

(補助対象経費)

第 36 条 補助事業に対する補助の対象となる経費(以下この章において「補助対象経費」という。)は、内航船員就業ルート拡大支援事業助成金とする。

2 内航船員就業ルート拡大支援事業助成金とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和 26 年法律第 149 号)第 13 条の 2 第 1 項の登録船舶職員養成施設(六級海技士(航海又は機関)の資格に係るものに限る。)が当該課程において船員になろうとする者に対して行う実習に社船を提供した船舶運航事業者等に対して支給する金員(1 人当たり月額 4 万円)をいう。

(補助金の額)

第 37 条 補助金の額は、前条第 2 項に掲げる金員の額を基礎とし、予算の範囲内において定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第 38 条 船舶運航事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、第 9 号様式による申請書に添付書類その他必要な書類を添えて年度末までに大臣に提出しなければならない。

(準用規定)

第 39 条 第 15 条第 2 項、第 17 条第 2 項から第 4 項まで、第 19 条、第 23 条第 3 項、第 24 条及び第 28 条から第 33 条までの規定は、船舶運航事業者等への補助金の交付について準用する。この場合において、第 15 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 39 条の規定により読み替えて準用する第 28 条」と、第 17 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 39 条の規定により読み替えて準用する第 30 条」と、第 17 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 39 条の規定により読み替えて準用する第 30 条」と、第 23 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 38 条」と、第 24 条中「前条」とあるのは「第 38 条」と、第 28 条中「第 24 条」とあるのは「第 39 条の規定により読み替えて準用する第 24 条」と、第 30 条本文中「第 24 条」とあるのは「第 39 条の規定により準用する第 24 条」と、第 30 条第 5 号中「第 20 条又は第 21 条」とあるのは「第 35 条又は第 36 条」と、第 32 条中「第 23 条第 1 項」とあるのは「第 38 条」と、「第 29 条第 1 項」とあるのは「第 39 条の規定により準用する第 29 条第 1 項」と、「第 34 条」とあるのは「第 39 条」と、第 33 条中「第 24 条」とあるのは「第 39 条の規定により準用する第 24 条」と、「第 29 条第 2 項」とあるのは「第 39 条の規定により準用する第 29 条第 2 項」と、「第 30 条」とあるのは「第 39 条の規定により準用する第 30 条」と、「第 34 条」とあるのは「第 39 条」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 53 年 8 月 31 日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 53 年度の補助金の交付申請期限は、第 6 条の規定にかかわらず昭和 53 年 9 月 30 日までとする。

附 則 (昭和 63 年 4 月 7 日付け海労第 139 号)

改正後の要綱は、昭和 63 年 4 月 7 日から適用する。

附 則 (平成元年 5 月 19 日付け海労第 141 号)

この要綱は、平成元年 5 月 28 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 年 8 月 20 日付け海労第 300 号)

この要綱は、平成 2 年 8 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 4 月 11 日付け海労第 131 号)

この要綱は、平成 3 年 4 月 11 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 4 年 5 月 12 日付け海労第 128 号)

この要綱は、平成 4 年 5 月 12 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、同年 4 年 1 日前の日に係る再就職あっせん受入れ助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成 5 年 3 月 24 日付け海労第 93 号)

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 6 月 22 日付け海労第 150 号)

この要綱は、平成 6 年 6 月 24 日から適用する。

附 則 (平成 7 年 3 月 28 日付け海労第 84 号)

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8 年 3 月 28 日付け海労第 82 号)

この要綱は、平成 8 年 5 月 10 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8 年 4 月 26 日付け海交海第 44 号及び海労第 105 号)

この要綱は、平成 8 年 5 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日付け海交海第 84 号及び海労第 87 号)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 4 月 8 日付け海交海第 64 号及び海労第 111 号)

この要綱は、平成 10 年 4 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 31 日付け海労第 89 号)

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 1 月 9 日付け国海労第 203 号)

この要綱は、平成 13 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 4 月 7 日付け国海政第 148 号)

この要綱は、平成 15 年 4 月 7 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 4 月 5 日付け国海政第 183 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 5 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年 4 月 5 日付け国海政第 209 号)

この要綱は、平成 17 年 4 月 5 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 4 月 4 日付け国海政第 176 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 4 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 28 日付け国海政第 162 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 23 日付け国海人第 12 号)

この要綱は、平成 20 年 7 月 17 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 4 月 6 日付け国海人第 151 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 6 月 10 日付け国海人第 43 号)

この要綱は、平成 21 年 6 月 10 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 12 月 25 日付け国海人第 133 号)

この要綱は、平成 21 年 12 月 25 日から適用する。

附 則 （平成 22 年 3 月 30 日付け国海人第 185 号）
この要綱は、平成 22 年 3 月 30 日から適用する。

附 則 （平成 22 年 5 月 20 日付け国海人第 17 号）
この要綱は、平成 22 年 5 月 20 日から適用する。

附 則 （平成 23 年 3 月 3 日付け国海人第 165 号）
この要綱は、平成 23 年 3 月 3 日から適用する。

附 則 （平成 24 年 5 月 30 日付け国海人第 29 号）
この要綱は、平成 24 年 5 月 30 日から適用する。

附 則 （平成 25 年 4 月 25 日付け国海人第 14 号）
この要綱は、平成 25 年 4 月 25 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 6 月 4 日付け国海員第 48 号）
この要綱は、平成 26 年 6 月 4 日から適用する。

附 則 （平成 27 年 7 月 10 日付け国海員第 109 号）
この要綱は、平成 27 年 7 月 10 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 2 月 19 日付け国海員第 375 号）
この要綱は、平成 28 年 2 月 19 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 7 月 11 日付け国海員第 86 号）
この要綱は、平成 28 年 7 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 27 年 10 月 2 日以降に試行雇用が開始された者であって、平成 28 年 3 月 31 日時点で試行雇用が終了していない者を雇用した認定事業者に対する船員計画雇用促進助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け国海員第 394 号）
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 28 年 10 月 2 日以降に試行雇用が開始された者であって、平成 29 年 3 月 31 日時点で試行雇用が終了していない者を雇用した認定事業者に対する船員計画雇用促進助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け国海員第 391 号）
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 29 年 10 月 2 日以降に雇用が開始された者であって、平成 30 年 3 月 31 日時点においてその雇用の期間が 3 か月（特定対象者にあっては 6 か月）を超えていない者に係る船員計画雇用促進助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日付け国海員第 490 号）
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日付け国海員第 437 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 23 日付け国海員第 293 号）

本通達は同省令施行の日（令和 3 年 1 月 1 日）から適用する。なお、本改正後であっても、当分の間、旧様式を使用することができるものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日付け国海員第 388 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日付け国海員第 313 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、令和 3 年 7 月 1 日以降に雇用が開始された者であって、令和 4 年 3 月 31 日時点において育成が完了したものに係る船員計画雇用促進助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日付け国海員第 387 号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 5 年 12 月 31 日を末日とする 1 年間のうちに育成が完了したものに係る船員計画雇用促進助成金の支給については、令和 5 年度の前 3 年度において、助成対象船員が 3 人以上の認定事業者であって、令和 5 年度の前 2 年度において、日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書を、国土交通大臣に提出しているものは、改正後の要綱第 20 条第 4 号に該当するものとみなす。

別表（第4条第3項関係）

生徒経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習受講料 ・ 受講案内作成費 ・ 査証取得経費 ・ 予防接種費用 ・ 健康診断費用 ・ 傷害保険料
支度金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学講習受講のため移動に要する旅費 ・ 座学講習受講のため移転したことによる移転料
受講経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学講習期間中に支給する手当
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学講習における部外講師に対する謝金
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教材作成に要する経費
乗船前訓練費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗船訓練前に実施する訓練に要する経費
海上防災訓練旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上防災訓練のため移動に要する旅費
乗船実習旅費	<p>乗船訓練のため移動に要する旅費であって、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地から乗船地 ・ 下船地から乗船地 ・ 下船地から居住地

(第 1 号様式)

第 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称
住 所
代表者氏名

年度船員雇用促進対策事業費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の経費の配分及び所要経費の調書 別紙
- 3 補助事業の予定期日及び実施計画
- 4 申請金額 金 円也
- 5 添付書類
 - 1) 申請者の営む主な事業及びその内容
 - 2) 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 3) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(第2号様式)

第 号
年 月 日

殿

国 土 交 通 大 臣 印

年度船員雇用促進対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付することに決定したので補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により、補助金に変更されたときは、別に通知する。
補助対象経費 金 円也
補助金の額 金 円也
- 2 補助事業の内容及びこれに要する経費の配分は、補助金交付申請書のとおりとする。
- 3 交付要綱第9条（、第34条の規定により準用する第9条又は第39条の規定により準用する第9条）に規定する補助事業の変更をしようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない。
- 4 交付要綱第10条（、第34条の規定により準用する第10条又は第39条の規定により準用する第10条）に規定する補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない。
- 5 交付要綱第11条（、第34条の規定により準用する第11条又は第39条の規定により準用する第11条）に規定する事故報告はすみやかに行わなければならない。
- 6 交付要綱第18条（、第31条又は第39条の規定により準用する第31条）に規定する帳簿の保管年限は補助事業完了後5年間とする。
- 7 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱に従わなければならない。
- 8 補助事業者は、次に掲げる書類を計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、速やかに国土交通大臣に提出すること。
ア 国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類（別紙「国からの補助金等総額及び年間収入に占める比率」）。
イ 補助金に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類（別紙「補助金等支出明細書」）。

(第3号様式)

第 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称
住 所
代表者氏名

年度船員雇用促進対策事業費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条の規定に基づき、下記の事項に不服があるので取り下げます。

記

- 1 補助金額
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件

- 4 不服の理由

(第4号様式)

第 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称
住 所
代表者氏名

年度船員雇用促進対策事業費補助金
に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった標記に係る補助事業の内容（又は補助対象経費の配分）を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 添付書類
 - (1) 年度船員雇用促進対策事業費補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に二段書したもの
 - (2) その他必要な書類

(第5号様式)

第 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称
住 所
代表者氏名

年度船員雇用促進対策事業費補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった 年
度船員雇用促進対策事業費補助金に係る補助事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、下記の事由により、同事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 補助対象事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
- 3 その他必要な書類

(第6号様式)

第 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称
住 所
代表者氏名

年度船員雇用促進対策事業費補助金に係る
補助事業実施状況報告書 (年度第 四半期分)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度
船員雇用促進対策事業費補助金に係る 月 日までの補助事業の実施状況につい
て、別紙のとおり報告します。

(第7号様式)

第 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者
住 所

年度船員雇用促進対策事業費補助金
に係る補助事業実績報告書

年度船員雇用促進対策事業費補助金に係る補助事業の実績を補助金等に係る
予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費 金 円也
- 2 完了した補助事業の概要
- 3 補助事業終了年月日
- 4 その他の関係書類
(1)補助事業に要した費用の内訳 別紙(センターにあっては、第1号様式別紙
に準じて作成する。)
(2)その他必要な資料

(第8号様式)

本件責任者：
担当者：
責任者連絡先：
担当者連絡先：

年 月 日

支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

補助事業者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

船員雇用促進対策事業費補助金請求書

年度船員雇用促進対策事業費補助金（交付決定通知国海員第 号）
に対する補助金を請求いたします。

記

- 1 申請金額 金 円也
2 振込先

フリガナ	
住 所 (口座住所)	(〒 -)
フリガナ	
氏 名 (口座名義)	
振込先金融機 関及び支店名	
預金種別	
口座番号	

(注)

1. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記載すること。
2. 「振込先金融機関及び支店名」の欄には、金融機関及び支店の名称を記載のうえ、「銀行」、「信用金庫」、「その他」の別及び「支店」、「営業所」の別を記載すること。
3. 「預金種別」の欄には、「当座預金」、「普通預金」の別を記載すること。
4. 補助金申請システムを利用して本請求書を提出する場合又は本請求書に補助事業者の押印がある場合には、右上の「本件責任者及び担当者」欄への記入は不要とする。

(第 9 号様式)

第 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

年度船員雇用促進対策事業費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 助成金の名称
- 2 助成金の所要経費の調書 別紙
- 3 申請金額 金 円也
- 4 添付書類
 - 1) 所要経費を証する書類
 - 2) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(第 10 号様式)

第 号
年 月 日

認定事業者 殿

国 土 交 通 大 臣 印

年度船員雇用促進対策事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けをもって交付申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 8 条の規定に基づき通知する。

記

1 補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費 金 円也

補助金の額 金 円也

2 補助事業の内容及びこれに要する経費の配分は、補助金交付申請書のとおりとする。

3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付要綱に従わなければならない。

4 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 3 年間、補助金支給対象者に係る毎年度末時点の在職・離職の別及び離職後の状況を報告するものとする。

(第 11 号様式)

第 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

名 称
住 所
代表者氏名

年度船員雇用促進対策事業費補助金に係る
補助事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度船員
雇用促進対策事業費補助金に係る 月 日までの補助事業の実施状況について、下
記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の遂行状況の概要

国土交通大臣 殿

補助事業者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

年度 船員雇用促進対策事業費補助金
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還報告書

船員雇用促進対策事業費補助金交付要綱

{	第 17 条第 1 項
	第 30 条
	第 39 条の規定により準用する第 17 条第

1 項 } の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 助成金の名称

2 補助金額 (船員雇用促進対策事業費補助金交付要綱

{	第 14 条
	第 27 条
	第 39 条の規定によ

り準用する第 27 条 } の規定により確定された額)

円

3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

5 補助金返還相当額

円

注) 別紙として、積算の内訳を添付すること。